

予防接種（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）のお知らせ

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症予防接種の予約、接種が始まります。村では、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の発病の予防や発病後の重症化等を予防することを目的に、予防接種法に基づき、実施いたします。

この予防接種は市町村による接種の勧奨や、本人に接種を受ける努力義務はありません。

自らの意思と責任で接種を希望される方のみが接種する予防接種です。

※ 接種を希望される方は、接種前に予防接種の必要性や副反応についての説明書をよく読んで理解した上で接種を受けてください。

●定期予防接種について● 鶴居診療所の接種開始日に65歳以上の方へは個別で案内しております。

(1) 定期接種対象者：

- ① 予防接種日現在、65歳以上の方（村に住民票がある方）
- ② 予防接種日現在、60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方。ヒト免疫不全症ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方。

(2) 接種回数：1回

(3) 接種費用：インフルエンザ予防接種 1,000円（接種料金 3,170 円の差額を村が助成します）
新型コロナウイルス予防接種 2,000円（接種料金 15,600 円の差額を村が助成します）
生活保護受給者の方は無料になります。村から無料接種券を発行します

(4) 接種医療機関：村立鶴居診療所

(5) 接種日時：10月30日（木）から12月26日（金）までの期間の13時30分～15時

インフルエンザ：月曜日、火曜日、木曜日 新型コロナ予防接種：金曜日

(6) その他：

- ・ 入院、入所されている方へも、同様に助成を行います。医療機関や入所施設等に接種を希望する旨をお伝えください。
- ・ 村では、鶴居診療所の接種開始日に上記の対象年齢に達している方に個別案内していますが、**予防接種を受ける日に65歳以上であれば接種を受けることが可能です。予約の際にお申し出ください。**その場合、鶴居診療所に設置している予診票等を使用してください。



●任意予防接種について●

上記定期予防接種の対象外の方が接種を希望する場合は、予防接種法に基づかない「任意接種」を受けることとなります。

(1) 接種費用：全額自己負担

○鶴居村に住所を有する高校生までのお子さんでインフルエンザの予防接種を希望される方は接種費用の一部を助成します○

◆対象者：乳幼児・小中高生及び高校3年生相当までの年齢の方（平成19年4月2日以後に生まれた方）

高校生については保護者が村内に住所を有していれば対象になります。

◆接種費用：1回につき自己負担1,000円（接種料金の差額を村が助成します）

※ 鶴居診療所以外の医療機関で接種される場合には、申請により償還払いいたします。

申請の際には、領収書、印鑑、振込口座のわかるものを持参してください。（申請締切 3月末まで）

※ 経鼻インフルエンザ生ワクチンについては1回につき自己負担2,000円とします。

◆助成回数：毎シーズン 助成は1種類のワクチンに限ります。

（注射のワクチン）13歳未満－原則2回、13歳以上－原則1回 （経鼻のワクチン）原則1回



(2) 接種日時：定期予防接種と同じ

●予約について●

(1) 受付開始日：**10月14日（火）から受付開始**

(2) 電話受付時間：**月曜日～金曜日 9時～12時30分、13時30分～15時まで**

電話をかける時間を厳守してください。接種を希望する日の前日までに予約をお願いします。

(3) 予約専用電話：**070-2838-1305** ※鶴居診療所への直接の電話はお控えください。

(4) 注意事項：

- ・ 鶴居診療所では、インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス感染症予防接種の両方を希望される場合、**2週間以上の間隔をあけて**予約を受け付けます。接種の順番は問いません。他のワクチンを受ける予定などがあれば予約の際にお申し出ください。
- ・ インフルエンザの予防接種について、鶴居診療所では**3歳から64歳**までの方の予約も受付けております。

【問い合わせ先 鶴居村役場保健福祉課健康推進係 Tel 0154-64-2116】